

## 保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和6年2月9日

大阪税関長 大内 聡

記

(保税蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効 原因	蔵置中の 外国貨物の 搬出期限	許可失効 年月日
日本海冷蔵株式会社 富山県富山市赤江町4番地29号	日本海冷蔵株式会社 富山県富山市赤江町4番地4、4番地6	廃業	—	令和6年1月31日